

宮崎県災害支援備蓄物資の移転業務仕様書

1 業務内容

災害時の被災者支援用として県が備蓄している物資の移転

2 目的

物資の保管及び搬入・搬出を効率的に行える施設として整備した災害支援物資拠点施設（備蓄倉庫）に既存備蓄物資を集約保管することにより、災害発生時における被災者への物資供給を円滑に実施できる状態にする。

3 移転物資数量

別紙のとおり

4 業務期間

契約日から令和7年3月28日（金）まで

5 業務内容

- (1) 県が日本赤十字社宮崎県支部及び旧県立都農高校に備蓄している別紙の物資を災害支援物資拠点施設（児湯郡高鍋町大字持田5732-2（県立農業大学校敷地内））に移転する。
- (2) 事前に作業工程を作成し、十分な打ち合わせを行う。
- (3) 移転作業に当たっては、県職員数名が立ち会い台帳等照合をしながら指示をするので、その指示に従うこと。
- (4) 災害支援物資拠点施設へ搬入する際は、倉庫内荷捌きスペースへ平置きする。

6 施設の概要

【日赤宮崎県支部倉庫】

- ・建物3階に備蓄
- ・EVなし、ダムウォーターあり

【旧県立都農高校】

- ・校舎2階、3階に備蓄
- ・EVなし

【災害支援物資拠点】

- ・高床式物流倉庫（プラットホームあり）

7 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県と十分に連絡を取り合いながら行う。
- (2) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。